

平成 2 1 年 第 2 回 芸北広域環境施設組合議会定例会会議録																	
招 集 年 月 日		平成 2 1 年 1 2 月 2 5 日															
招 集 の 場 所		広島県山県郡北広島町有田 1234 番地 北広島町役場 2 階 大会議室															
議 長		藤 井 昌 之															
開閉会日時及び宣告		開 会	平成 2 1 年 1 2 月 2 5 日 午前 1 0 時 0 7 分														
		閉 会	平成 2 1 年 1 2 月 2 5 日 午前 1 0 時 5 8 分														
<table><tr><td>○</td><td>出席を示す</td></tr><tr><td>△</td><td>欠席を示す</td></tr><tr><td>×</td><td>不応招を示す</td></tr><tr><td>□</td><td>公務欠席を示す</td></tr></table>		○	出席を示す	△	欠席を示す	×	不応招を示す	□	公務欠席を示す	議席	氏 名		出欠	議席	氏 名		出欠
		○	出席を示す														
		△	欠席を示す														
		×	不応招を示す														
		□	公務欠席を示す														
		1	藤 井 昌 之		○	5	藤 井 勝 丸		○								
2	前 川 正 昭		○	6	加 計 雅 章		△										
3	青 原 敏 治		○	7	入 本 和 男		△										
4	中 田 節 雄		○	8	秋 田 雅 朝		△										
会 議 録 署 名 議 員		4 番 中 田 節 雄		5 番 藤 井 勝 丸													
地方自治法第 121 条 の規定による説明のため出席した者の職氏名		管 理 者	竹 下 正 彦		事務局長	井 手 川 守											
		副管理者	浜 田 一 義		所 長	国 安 勝 美											
				主 任	児 玉 一 朗												
議 事 日 程		別紙のとおり															
会 議 に 付 し た 事 件		議案第 9 号 専決処分の承認を求めることについて															
		議案第10号 芸北広域環境施設組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例															
		議案第11号 平成 2 0 年度芸北広域環境施設組合歳入歳出決算認定について															
会 議 の 経 過		次のとおり															

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
開 議	議 長	それでは時間が少し超過いたしましたけれども、大変遅れて申し訳ございません。 ただ今の出席議員は５名であります。定足数に達しておりますので、これより平成２１年第２回芸北広域環境施設組合議会定例会を開会いたします。 直ちに本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
日程第１	議 長	日程第１、「会議録署名議員の指名」を行います。 本日の会議録署名議員は、会議規則第１１９条の規定により、議長において、４番 中田節雄君及び５番 藤井勝丸君を指名いたします。
日程第２	議 長	日程第２、「会期の決定について」を議題といたします。 本定例会の運営については、過日、議会運営委員会を開きご協議いただいておりますので、その結果について議会運営副委員長中田節雄君の報告を求めます。
	議会運営副委員長	それでは議会運営委員会より報告をさせていただきます。平成２１年第２回定例会の運営につきまして、昨日、１２月２４日に議会運営委員会を開催したわけですが、決定事項について御報告いたします。まず、会期につきましては本日１日限りと思いたいと思います。次に本定例会に付議されます議案は、お手元に配布してあります提出議案書のとおり３件でございます。以上で報告を終わります。
	議 長	お諮りいたします。 ただいまの副委員長の報告のとおり、会期は、本日１日限りとすることに御異議ありませんか。 【「異議なし」と言う者あり】 異議なしと認めます。よって会期は本日１日間と決定いたしました。
日程第３	議 長	日程第３、議案第９号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。議案の朗読をお願いいたします。
	事 務 局	【議案第９号を朗読】
	議 長	引き続き提案理由の説明を求めます。管理者 竹下正彦君。
	管 理 者	本日は、年末のお忙しい時期にもかかわらず、御参集いただきまして、ありがとうございます。それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

日程第 4	管 理 者	議案第 9 号でございますが、「専決処分の承認を求めることについて」でございます。広島県市町総合事務組合から、組合を組織する地方公共団体の数の増減及び組合規約の変更について協議がございました。早急に回答する必要がありましたので、8 月 28 日付けで専決処分をさせていただいております。御承認の程、よろしく願いいたします。
	議 長	これをもって提案理由の説明を終わります。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 【「なし」と言う者あり】 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。まず討論はございませんか。 【「なし」と言う者あり】 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。 これより、議案第 9 号「専決処分の承認を求めることについて」を挙手により採決いたします。 本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を願います。 【賛成者挙手】 挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。
	議 長	日程第 4、議案第 10 号「芸北広域環境施設組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」を議題といたします。議案の朗読をお願いします。
	事 務 局 議 長 管 理 者	【議案第 10 号を朗読】 引き続き提案理由の説明を求めます。管理者 竹下正彦君。 議案第 10 号でございますが、「芸北広域環境施設組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」を、お願いするものでございます。地方自治法施行令第 167 条の 17 の規定に基づきまして、長期継続契約を締結することができる契約を定めるために、本条例の制定が必要でございますので、この案を提出するものでございます。 条例の内容につきましては、先ほど事務局が朗読したとおりでございますが、組合の条例につきましては、給与関係等、北広島町の条例を準用しているものがあるわけでございますが、この条例につきましても北広島町の条例の内容に準拠したものとなっております。この条例によりまして、年度をまたがって契約することが可能となりまして、複数年契約による契約額の削減、あるいは
	管 理 者	

		は事務の効率化が図れるものと考えております。以上、よろしくお願いを申します。
議 長		これをもって提案理由の説明を終わります。
		これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
3 番議員		3 番 青原敏治君。 この条例は物品に対しての条例だと思うんですが、ただ業者との癒着うんぬんがあるんじゃないかなろうかというふうな思いがするんですが、そこらは十分注意されてこの条例を施行されると思うんですが、そこら辺の考え方を少しお尋ねいたします。
議 長		ただ今の質疑に対し答弁を求めます。事務局。
事務局長		失礼します。この条例でございますが、自治法が平成 16 年に改正されて、うちも早くすれば良かったんですが、なかなか整備ができなかったということがございました。それで今年の 5 月からですね、夜間業務について、一昨年ですか、一昨年の 5 月から夜間業務について委託しておるわけでございますが、これが一年毎の入札を行っておりました。ですが、こうやってここにもありますように長期契約することで経費の削減等も図られるというようなこともございまして、大体今のところ 3 年をめどということになっております。それで今の議員さんのご心配なさっておられる癒着とか何とか言われましたが、それは十分私をはじめ、職員一同心得ておりますので、適正にやっていきたいというふうに思います。
		以上で答弁を終わります。
管 理 者		ちょっと補足をさせて下さい。
議 長		管理者 竹下正彦君。
管 理 者		長期契約でありますけれども、まず契約の前提としてですね、やはりあの、競争入札ですとかですね、そういう手続を踏んだ上で長期契約ということになるわけでありまして、その前提はやはり公正な競争原理に基づき契約を進めていくと。公共施設の指定管理者等々もですね、5 年契約くらいでやっておりますので、こうしたことも競争入札で、プロポーザル方式だとかですね、いろんな競争原理の下に進めて行くということでやっていきたいと思っております。
議 長		以上で補足説明を終わります。
		ほかに質疑はありませんか。
		【「なし」と言う者あり】
議 長		質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

日程第 5	議 長 事 務 局 議 長 管 理 者	これより討論に入ります。討論はありませんか。 【「なし」と言う者あり】 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。 これより、議案第 1 0 号「芸北広域環境施設組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」を挙手により採決いたします。 本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手をお願いいたします。 【賛成者挙手】 挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決いたしました。
		日程第 5、議案第 1 1 号「平成 2 0 年度芸北広域環境施設組合歳入歳出決算認定について」を議題といたします。議案の朗読をお願いします。 【議案第 1 1 号を朗読】 引き続き提案理由の説明を求めます。管理者 竹下正彦君。 議案第 1 1 号でございますが、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定によりまして、平成 2 0 年度一般会計歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。 歳入の決算額は、9 億 2, 7 9 4 万 1, 3 5 2 円で、歳出の方は、8 億 6, 7 7 5 万 5, 8 5 5 円でございます。差引きの残額が、6, 0 1 8 万 5, 4 9 7 円となっております。なお、この残額のうち、4, 2 9 0 万円を繰越金として、2 1 年度予算に充当しております。詳細につきましては、事務局から説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。
		引き続き詳細について、事務局より説明を求めます。事務局。 【詳細説明】 これをもって提案理由の説明を終わります。 この際ここで、監査委員の監査報告を求めたいと思います。玉浦監査委員。
		失礼いたします。去る 1 1 月 2 7 日藤井勝丸議員とともに、本庁舎並びにきれいセンターの方におきまして、平成 2 0 年度決算に係る監査をいたしました。書類審査におきましては、歳入歳出の決算書、また関係帳簿、預金通帳並びに証書類を審査いたしました。なお、補助資料として全取引データの一覧表及び各種契約の一覧表並びに決算額の前年対比を事務局の方から提出していただいております。審査の結果いずれも適正に処理がされており、
	監査委員 監査委員	

		本日提出されております決算書の内容は真実であると認めました。また財産調書につきましてもきれいセンターの方で現品を確認の結果記載されております内容は間違いないことをここに御報告を申し上げます。 監査委員を拝命いたしまして丁度3年ということになりますけども、当初より事務局の方には各種契約について最も関心を持って見させていただくという旨を伝えております。当初は特殊な施設ということもありまして、入札参加者も少なく、また随意契約も多数あったんでありますけども、今日顕著に改善が行われております。とりわけ最も高額な焼却炉の修繕の入札率が、18年、19年、いずれも95%を超えておりましたが、改善を申し入れたところ20年度が87.43%、21年度が73.42%、入札参加者もかなり増えておりますし、入札率の方も大きく下がってきております。ちなみに21年度の平均入札率が74.05%ということでございました。今後とも業者との適正な距離、また契約の透明性に留意していただきますようお願いをいたしておきます。 もう一点、監査の折には言い忘れたんでございますけども、財産調書につきましてできれば資産の取得年月及び取得価格を記載していただければというふうに思っております。是非ご検討をお願いいたします。以上で監査報告を終わります。 これをもって監査報告を終わります。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。4番中田節雄君。 物品の関係で不法投棄監視カメラが盗難されたということなんですけども、これ大体1台どれくらいの、新規設備を導入するといいたいどれくらいになっていくものかお尋ねいたします。 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。事務局。 失礼します。内容としてはですね、カメラ、本体ですね、それと音声報知器、音声で不法投棄をしないようにというふうなことを言います。それとか赤外線センサー、それに対するソーラーの電源装置等で大体40万円くらいかかっております。このうち補助がですね、3分の1ほど県の方から補助をいただいております。これがこういうことを言っちゃあなんです、山の中とか県道あたり、国道あたりの山の中には監視カメラいうのがありますが、これは本物の監視カメラではなくて、盗る方も見てすぐわかるということで非常に高価なもので、過去3台、今回で4台ほど盗難
	議長	
	4番議員	
	議長	
	事務局長	
	事務局長	

		にあっております。これもすべて警察に届けておりますが、いまだ発見されたという報告は受けておりません。それ以降、購入するのをやめております。以上です。
	議 長	以上で答弁を終わります。
	3 番議員	他に質疑はありませんか。3 番 青原敏治君。 歳入の方で 11 ページですかね、決算書の 11 ページの資源化の売却代金 3,300 万と金額がありますけども、昨年に比べて 6 %アップということなんですが、これをですね、もう少し住民の方にわかるような方法は取れないものかどうか、対策をされておるのかどうか。といいますのもやはりこうやってどんどん増えてくることについて、エコに関心が、住民の方がね、関心をどんどんどんどんつけていただければ、この代金がまだまだ増えてくるんじゃないかなという思いがするんですね。そうするとやはりそういうところで、市民の方にしっかり啓蒙をしていただければいいのかなという思いがするんですが、そこらあたりの考え方を少しお聞かせ願えれば。
	議 長	ただいまの質疑に対し答弁を求めます。事務局。
	事務局長	失礼します。要するに市民なり、町民に対しての啓蒙活動でございますが、個々の市、町でやっていただいておりますが、来年 22 年度からですね、今丁度準備しておりますが、組合のホームページを作成中でございます。それらあたりですね、こういう資料、要するに行政報告の 31 ページにもございますが、こういう資料をホームページに記載して皆さんに御覧になっていただきたいというふうに考えております。まあ、引き続き市町におきましてもこういう周知方法等についてもやっていただきたいと思えます。以上です。
	議 長	以上で答弁を終わります。3 番 青原敏治君。
	3 番議員	めざすのはやはりこの分別中心のようなことがあると思うんですね。まあそういうのが市民に周到できることが大事なことだろうというふうに思うんですよ。まあそれについてもやはり市民に見える形、要するにこの金額が我々がこういうふうに出したらこういう金額になるんだよ、3 千万くらいになるんだよというようなね、ことがしっかり伝わるようなね、運動をしていただきたいと思うんです。そうすることによって、やはり分別収集、いろんなことが浸透して、市民の方の協力が得られるんじゃないかなというように思いがしますんで、よろしくお願いします。
	3 番議員	それとですね、パッカー車ですか、1 台購入されたんですが、

	議 長 事務局長	今後どのようにして、エコ対策をいろんなことを考えておられるんですが、エコ車を導入する考えがあるかないかいうのを少し。 ただ今の質疑に対し答弁を求めます。事務局。 失礼します。よく今ごろ、排ガス規制が非常に増えてきて低公害車というのが乗用車あたりはどんどん出ておりますが、パッカー車部分についても出ております。というのが2トンまでなんです。それでうちが運搬効率等考えますとやはり4トン車以上でないと効率が悪いということで一応検討はしてみたんですが、やはり効率の問題で断念しております。
	議 長 2 番議員	以上で答弁を終わります。 他に質疑はありませんか。2 番 前川正昭君。 一般会計歳入歳出の決算書の方ですが、やはり11ページです。農園ハウス重油代が6万5,397円あるんですが、これは焼却された時は熱量がある、熱量をほぼ、農園の方へ持っていくような方法じゃないかと思うんですが、これがいるというのが私にはちょっとわからんです。
	議 長 事務局長	ただ今の質疑に対し答弁を求めます。事務局。 今言われましたように、これはきれいセンターで焼却することによって発生する熱を利用して温水を作りまして、熱供給をしているわけでございます。この重油代というのはですね、きれいセンターが焼却してない時期、時期というのはおかしいんですが、土曜日曜あたりは焼却を行いませんので、こうやってバーナーで湯を沸かすと、それで供給しておるわけですが、燃料代だけについてはいくださいということで、そういう契約をしておりますので、こういう金額が雑入で載ってきます。以上です。
	議 長 2 番議員	以上で答弁を終わります。2 番 前川正昭君。 農園ハウスの品種ですがね、ハウスの中で何を植えとってんかというのが、それと儲けというか、ちょっと。
	議 長 事務局	ただ今の質疑に対し答弁を求めます。事務局。 農園ハウスの中の栽培ですけども、これは水耕栽培をやっております。これにつきましてはトマトを作っておられるんですけども、これは品種につきましては桃太郎というこんな小さなトマトがあるんですけども、それを出荷されておるようでございます。
	議 長 4 番議員	以上で答弁を終わります。 ほかに質疑はありませんか。4 番 中田節雄君。 やはり雑入のところで拾得金ですかね、26万3,078円ありますが、これはどういったことですか。

	議 長 事務局長	ただ今の質疑に対し答弁を求めます。事務局。 失礼します。この拾得金26万3,078円でございますが、良くですね、たんすの中とかいうところにお金が入っております。たんすを持って来られて解体して、解体するんですが、その時出てくるということもございます。たまに貯金通帳が4、5百万あるようなのもございました。当然落とし主にはお渡ししとるんですが。それとですね、焼却灰の中から硬貨がたくさん出てきます。こうやって4、5年前から焼却灰の資源化をしておりますが、そういう異物があつたら焼却灰は資源化できないのでうちには選別機がございます。その選別機に持ってくるのが硬貨、焼けた硬貨がたくさんあります。それを日銀に行って交換していただいてこういう拾得金の額です。以上です。
	議 長 4 番議員	以上で答弁を終わります。4 番 中田節雄君。 先程の青原議員の質問にも共通するんですが、ごみのゼロエミッションに向けてという取り組みの中で、19年度に計画策定されて目標数値を掲げておられますけども、それについていろんな啓発活動をされる、その結果が20年度の実績数値に出てるんだろうと思いますけども、各市町の方に啓発活動は行われているということなんですけども、組合の方として積極的にそういった姿勢を打って出るということはなかなか難しいのでしょうか。また、こういったふうな内容的に啓発活動がされたのかお聞かせ願います。
	議 長 事務局長	ただ今の質疑に対し答弁を求めます。事務局。 組合のそういう姿勢、啓発活動もやっておるんですが、表だって出ていないと。まあ難しいところもあるんです。というのはですね、昔は7町なり9町で設立しておりました。個々に意見もありました。合併等ございまして一市一町になったわけでございますが、やはり個々の団体で方針がございます。それを同じものにきれいセンターが一市一町で同じようにしようというのもちょっと難しい面がございます。これにつきましてもですね、やはり住民一人ひとりが協力して初めてのリサイクルできることでありますので、啓発等もやっていきたいと思うんですが、やはり市町の担当課といろいろ協議しながら三つの団体で将来やっていくようには考えておりますが、なかなか足並みが揃わんところもございます。以上です。
	事務局長 議 長	以上で答弁を終わります。 他に質疑はありませんか。 質疑ないようでございますので、質疑なしと認め、これをもって

閉 議	議 長	て質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。討論はありませんか。 【「なし」と言う者あり】 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。 これより、議案第１１号「平成２０年度芸北広域環境施設組合歳入歳出決算認定について」を挙手により採決いたします。 本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を願います。 【賛成者挙手】 挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。 以上で本定例会に付議された事件の審議は全て終了いたします。 これをもって「平成２１年第２回芸北広域環境施設組合議会定例会」を閉会いたします。 大変御苦勞様でございました。
-----	-----	---